

日本年金機構からのお知らせ

ご案内 社会保険料の納付は電子納付（Pay-easy）が便利です

納入告知書（納付書）※で納付している事業主の皆さまは、ぜひ、電子納付（Pay-easy）の利用をご検討ください。

※納入告知書（納付書）には、1枚目に領収済通知書と記載があります。

電子納付（Pay-easy）の3つのメリット

- ① ネットバンキングまたは金融機関のATM（Pay-easy対応）で完結！
- ② 深夜・早朝・土日でも手続き可能！
- ③ 払込手数料は原則不要！

詳細は、裏面下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

ご案内 現物給与価額の改正で、報酬が大幅に変わるときは、月額変更届の届出が必要な場合があります

令和8年10月1日から、**住宅の現物給与の価額**が改正されます。住宅の現物給与の価額の単価は、居住面積1畳当たりの面積から総面積1㎡当たりの価額に変更されます。また、価額の計算にあたっては、居住用の室（居間、茶の間、寝室、客間など）から居住する住宅の床面積（総面積）に対象が変更になります。

今回の改正により、住宅の現物給与の価額およびその単価が改定されますのでご確認ください。

なお、**現物給与価額の改正は、固定的賃金の変動に該当します**。以下のケースに該当した場合は、「被保険者報酬月額変更届」が必要です。ご注意ください。

固定的賃金の変動に伴って報酬が大幅に変わった場合

以下の3つの条件をすべて満たす場合、変更後の報酬を初めて受けた月から起算して4カ月目に**被保険者報酬月額変更届**の提出が必要となります。

- ① 昇（降）給、手当の追加や支給額の変更などにより固定的賃金の変動がある
- ② 変動月からの3カ月間に支給された報酬（残業手当などの非固定的賃金を含む）の平均月額に該当する標準報酬月額とこれまでの標準報酬月額との間に2等級以上の差がある
- ③ 3カ月とも支払基礎日数が17日（短時間労働者は11日）以上

詳細は、裏面下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

変更点 外国籍の方が資格取得する際にローマ字氏名を確認する場合があります

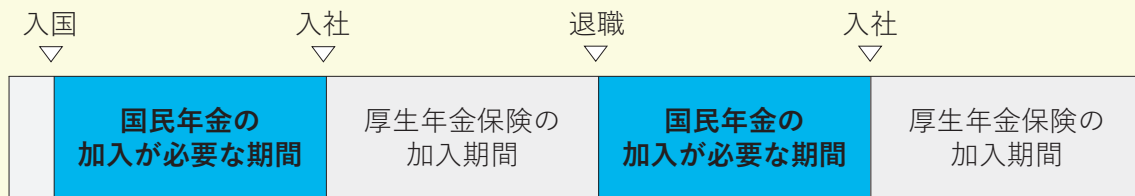
厚生年金保険・健康保険の資格取得や健康保険の被扶養者認定の際には、届書に記載された氏名（フリガナ氏名も含む）や生年月日などが、住民基本台帳の情報と一致していることで本人確認を行っています。令和8年10月1日から外国籍の方は、「フリガナ氏名」のみが一致しなかった場合、添付書類の「アルファベット表記の氏名」が一致していれば本人確認ができたものとします。詳しい届出方法などは、裏面下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ特集ページ」をご確認ください。

日本に住んでいる外国籍の方は、「入国から厚生年金保険加入までの期間」や、「退職により厚生年金保険の資格を喪失した後の期間」は、原則として国民年金の第1号被保険者となり、保険料を納付する義務があります。

(保険料を未納のままにすると、年金の受け取りや在留資格などの審査に影響が出ることがあります。)

< 国民年金加入イメージ図 >

国民年金保険料の納付または免除申請が必要です！



国民年金の手続きが必要な方には、日本年金機構から封書をお送りしています。

< 封筒イメージ図 >

従業員の方から国民年金の相談があった場合は、お近くの年金事務所（国民年金課）で速やかに保険料の納付や免除申請の手続きを行うよう、ご案内願います。

また、従業員の方が退職するときは、引き続き日本に住所を有する場合、国民年金の手続きが必要な旨お知らせ願います。



年金だより

令和8年度に社会保険協会と共同開催する年金制度説明会について

令和8年10月から令和9年3月の間に、社会保険協会（※1）と共同で「年金制度説明会」（※2）を開催します。本説明会では令和7年年金制度改正の実務における留意点や、実際の事業所調査で指摘の多い事例を踏まえた改善のポイントなどについて具体的に説明します。ぜひご参加ください。

開催する都道府県や日時につきましては、下記のURLまたは二次元コードよりご確認ください。

※1 社会保険協会は社会保険事業の円滑な運営に寄与することを目的として設立された一般財団法人です。

※2 令和8年度は23都道府県において開催します。



日本年金機構ホームページ

【事業主の皆さまへ】令和8年度に社会保険協会と共同開催する年金制度説明会について

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/seidosetsumeikai.html>

日本年金機構からのお知らせ特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報などを掲載しています。
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/kikou-oshirase.html>



日本年金機構 公式SNS



X (旧Twitter)



https://x.com/Nenkin_Kikou



Facebook



<https://www.facebook.com/profile.php?id=61575964302278>



英語・やさしい日本語

<https://www.facebook.com/profile.php?id=61576205463510>